

セーフティネット住宅における家賃や見守りサービス等の補助制度がより使いやすくなりました！

住まいの確保にお困りの方を受け入れる住宅

低額所得者が入居した住宅を対象に家賃等の補助を行う「家賃補助付きセーフティネット住宅」や、単身高齢者が利用する見守りサービスへの補助を行う「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」について、より使いやすい制度とするため、令和4年度分より制度の拡充を行います。

1 「家賃補助付きセーフティネット住宅」の拡充

(1) 孤独死・残置物に係る保険料への補助の実施【令和4年度分から適用】

住まいの確保にお困りの方の入居受入れに対し、オーナー等が抱える不安の軽減を図るため、**新たに孤独死・残置物に係る保険料への補助を実施**します。

| | |
|--------------|--|
| 補助対象者 | 孤独死・残置物保険を提供する保険会社 |
| 補助対象となる保険の内容 | ≪保険契約者≫ 入居者またはオーナー等 ≪補償内容≫ 次のいずれかを補償内容として含んでいるもの ①残存家財整理費用 ②原状回復費用 ③家賃損失 |
| 補助額 | 初回保険料について、最大6万円/戸の補助 ※家賃債務保証料への補助とあわせて6万円以内かつ補助総額480万円以内 |

○補助の関係図



(2) 家賃補助額の選択制の導入【令和4年度分から適用】

現在、一律月額最大8万円/戸の補助を行っていますが、補助総額480万円/戸までの補助であるため、最短5年で補助が終了となります。

これに対し、より長い期間補助を受けることも可能となるよう、最大家賃補助額を選択*できることとします。(例：4万円/戸を選択した場合、最短10年)

※4万円～8万円の範囲内で1万円単位で選択。ただし、家賃等により選択できる範囲が変わります。また、実際の補助期間は、入居者の収入等により変わります。

2 「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」の拡充

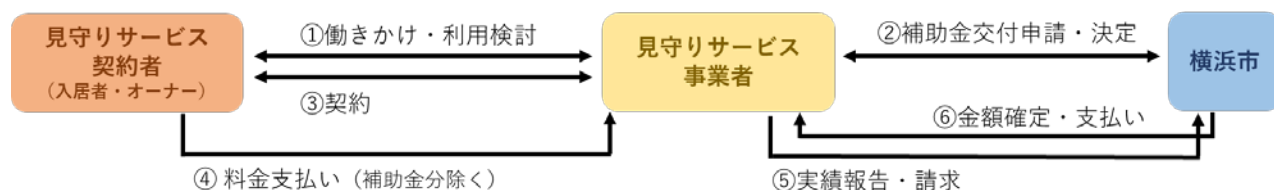
(1) モデル事業実施期間の延長

モデル事業実施期間を令和4年度末まで延長します。

(2) 対象となる見守りサービスの拡充

これまで、補助の対象となる見守りサービスを安価なサービスに限定していましたが、より多様なサービスを提供できるよう、要件を見直しました。

○補助の関係図



【裏面あり】

【参考】家賃補助付きセーフティネット住宅の概要

※下線部分は今回改正箇所

1 入居者の主な要件

- (1) 世帯の月収額が15万8千円以下であること
- (2) 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金を受給していないこと
- (3) 横浜市内に在住または在勤していること など

2 住宅の主な要件

- (1) セーフティネット住宅（専用住宅）として登録されていること
- (2) 礼金や更新料等を徴収しない契約となっていること

(1)、(2)あわせて
総額480万円以内
かつ20年までの
補助となります。

3 補助の内容

(1) 家賃減額補助

本来の契約家賃と入居者負担額との差額を最大8万円/月・戸補助します。
(最大家賃補助額を別途選択することも可能)

(2) 家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料減額補助

初回の保証料、保険料をあわせて最大6万円/戸補助します。

4 制度の詳細

横浜市「家賃補助付きセーフティネット住宅について」をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safetynet-hojo.html>

【参考】セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業の概要

※下線部分は今回改正箇所

1 実施期間

令和2年12月1日から令和5年3月31日まで

2 対象となる見守りサービス

(1) 簡単

- ・IoT等の技術を活用し、リズムやセンサー等の方法で入居者に負担なく見守りを行うこと
- ・機器の設置や初期設定が簡単で、速やかに利用できること
- ・電池交換等のメンテナンスの負担が少ないこと

(2) 安心

- ・最低1日1回見守りを行うこと
- ・異常があった際に、住宅の管理者、親族等に必ず連絡がいくこと

3 補助内容

| | 初期費用 | 月額費用 |
|--------|---|--|
| 補助対象経費 | 見守りサービス機器の導入に係る工事費や登録料等 <u>(10,000円(税抜)以下の基準をなくします)</u> | 見守りサービスの利用に係る月額費用 <u>(2,000円(税抜)以下の基準をなくします)</u> |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1 | 補助対象経費の2分の1 |
| 補助上限額 | 5,000円/戸 | 1,000円/月・戸 |
| 補助期間 | | 事業実施期間内 |

4 制度の詳細

横浜市「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safety-mimamori.html>

制度全般に関するお問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 住宅セーフティネット制度担当

電話：045-671-4121 メール：kc-safetynet@city.yokohama.jp

お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659